

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 9月26日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 横 山 和 弘

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年10月10日から 令和 7年10月20日まで
開札期日	日 時 令和 7年10月23日 午前10時00分 場 所 札幌地方裁判所別館4階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7年10月29日 午前 9時20分 場 所 札幌地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 7年10月27日から 令和 7年10月31日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規 則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 9月26日から当庁記録閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	600,000 480,000	一括	120,000	16,018	4,388
1	250,000				
2	350,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------|
| 1 | 所 在 | 室蘭市小橋内町二丁目 |
| | 地 番 | 1 8 番 6 0 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 0 2. 2 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 室蘭市小橋内町二丁目 1 8 番地 6 0 |
| | 家屋 番号 | 1 8 番 6 0 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 7 6. 5 4 平方メートル |



第 6 0 0 0 1 号

注 意 書

- 1 本件の入札には、令和2年4月1日に施行された改正民事執行法第65条の2により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。

陳述書の提出がない場合には入札が無効となります。また、陳述書等の記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

無効になる入札が散見されています。無効な入札にならないようにご注意ください。

(無効になる入札例)

- 陳述書や陳述書別紙の氏名に「フリガナ」がない。
- 生年月日の記載がない。
- 「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」(※)の□にチェックが入っているが、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない。

(※)「自己の計算～とする者」とは、自ら不動産を取得する意図の下で、あなたに対し資金提供をして入札をさせ、不動産を取得しようとしている者のことをいいます。

例1) Bは物件を取得したいと考えたが、自らは入札せずA(あなた)に資金を提供し、Aが入札した。

→Bは「自己の～とする者」に該当する。

例2) Aは物件を取得したいと考えて、金融機関Cから融資を受け、Aが入札した。

→Cは「自己の～とする者」に該当しない。

- 2 売却決定期日は、同法68条の4により、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会した場合には、2週間程度延期する場合があります。

- 3 入札に当たってご不明な点は、当庁執行官室(☎011-281-3535)に直接お問い合わせいただくか、不動産競売物件情報(通称BIT)サイトのトップ画面「手続案内」でご確認ください。

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係

注 意 書

本件は、評価書の記載を参考にして、執行裁判所が売却基準価額を変更しています（民事執行規則第30条の3）。

変更後の価額を示す補充評価書はありませんので、評価書を参考の上、期間入札の公告に記載された変更後の売却基準価額をご覧ください。

物 件 明 細 書

令和 7年 5月16日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 横 山 和 弘

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも登載されています。



物 件 目 録

- 1 所 在 室蘭市小橋内町二丁目
地 番 18番60
地 目 宅地
地 積 302.26平方メートル
- 2 所 在 室蘭市小橋内町二丁目 18番地60
家屋 番号 18番60
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積 76.54平方メートル



令和7年(ケ)第60001号
令和 7年 2月14日受理
令和 7年 3月19日提出

現況調査報告書

札幌地方裁判所

執行官 石 村 好 広

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-------------------|
| 1 | 所 在 | 室蘭市小橋内町二丁目 |
| | 地 番 | 18番60 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 302.26平方メートル |
| 2 | 所 在 | 室蘭市小橋内町二丁目 18番地60 |
| | 家屋 番号 | 18番60 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 76.54平方メートル |



不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり		
住 居 表 示	室蘭市小橋内町2丁目3番13号		
土 地	物件1		
現 況 地 目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形 状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下 記 以 外 の 建 物 （ 目 的 外 建 物 ）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
そ の 他 の 事 項	「その他の事項」のとおり		
建 物	物件2		
種 類 ， 構 造 及 び 床 面 積 の 概 略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種 類： ☐ 構 造： ☐ 床面積：		
物 件 目 録 に な い 附 属 建 物	☒ ない { 種 類： ☐ ある { 構 造： 床面積：		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上 記 以 外 の 敷 地 （ 目 的 外 土 地 ）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
そ の 他 の 事 項	「その他の事項」のとおり		
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない [地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 ☐ ある [保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

■ 本土地について

- 1 境界標は積雪のため、土地建物位置関係図記載の1か所にしか発見できなかった。建物の配置等を基に概測した結果、ほぼ公図のとおりと考えられるが、本土地の正確な地積、範囲等の詳細については専門家による測量を要する。
- 2 本土地は傾斜地に形成された戸建住宅地域であり、北西側に下る急傾斜地及び南東側に上る急傾斜地が存在しており、傾斜面にはコンクリートブロック土留めが施されている。
- 3 本土地は北西側で市道に接面するが、前述のとおり急傾斜地となっているため、市道から本土地上の宅地面に上るためには、土地建物位置関係図記載のコンクリート階段を利用する必要があるが、本土地上に直接、車両で出入りすることは困難である。
- 4 隣地（18-59）所有者によれば、本土地と同隣地の境界付近に存在するコンクリート土留めは、本土地の元所有者との間で費用を折半して設置したものであるが、同コンクリート土留めの一部は同隣地に越境している可能性があるとのことである。なお、本土地所有者は平成26年に本土地を買入したものであり、本土地の明確な範囲等はまったくわからず、土地建物位置関係図記載の木柵も本土地上のものか判然としないとのことであった。

■ 本建物について

- 1 建物間取図記載のとおり、風除室（約0.81平方メートル）がある。
- 2 所有者によると、本建物の断熱状況等がよくないため、いわゆる業者に依頼せず、自らの手によって、断熱材の補填やさまざまな改修工事を行ったとのことであった。
- 3 所有者によると、4～5年前に水道管が破裂したことがあるが、現在は補修済みとのことであった。
- 4 本建物内で犬1匹が飼育されており、建物内の各所にひっかき傷が散見された。

以 上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7 年 2 月 1 8 日 (火) 14:30— 14:45	物件所在地	占有調査, 所有者と面談, 写真撮影
7 年 2 月 2 5 日 (火) 13:50— 15:10	物件所在地	立入調査, 所有者及び隣地所有者 (18-59) に面談, 評価人同行、写真撮影
7 年 3 月 1 7 日 (月) 14:35— 14:40	(インターネット)	本土地上の既登記建物調査
年 月 日 () : — :		
年 月 日 () : — :		
年 月 日 () : — :		
年 月 日 () : — :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図



縮尺:約1/250



: 対象土地

■ : 境界標

: コンクリートブロック土留め

建物間取図



縮尺:約1/100



全 景



コンクリート階段の状況



居 間



台 所



洗面



浴室



令和7年(ケ)第60001号
令和7年 2月25日現地調査
令和7年 3月17日評価

札幌地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

山 口 貴 路

第1 評価額

一 括 価 格	
金 990,000 円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 410,000円
物件2(建物)	金 580,000円

- ① 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	室蘭市小橋内町2丁目 18番60 宅地 302.26m ²	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	室蘭市小橋内町2丁目18番地60 18番60 居宅 木造珥鉛メッキ鋼板葺平家建 76.54m ²	同左
番号	特記事項		
1・2	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R室蘭本線「室蘭」駅の北西方道路距離約2.7km 道南バス「桜丘」停留所の北東方道路距離約570m (別添位置図参照)	
付 近 の 状 況	傾斜地に形成された戸建住宅地域であり、道路や隣地との間に高低差のある宅地が多い地域現況にある。	
主 な 公 法 上 の規制等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第2種中高層住居専用地域 60% 200% なし 立地適正化計画：居住誘導区域外 宅地造成工事規制区域
画 地 条 件	北西側間口約16.5m、奥行約12～21mのほぼ台形の中間画地である。 地勢について、近隣周辺では南東側から北西側に下った複数の急傾斜がみられる状況にあり、対象土地はコンクリートブロック土留めを介して全体的に接面道路より2m以上高くなっており、車輛による画地内への出入りができないと共に、画地内の各所で法地や土留めを介した高低差がある。 南西側隣地も同様に道路より高くなっているため、住宅の建築部分は対象土地と概ね等高であるが、南東側隣地上の住宅は土留めを介して高く位置しており、また北東方で低位に位置する後記の市道との間にも大きな高低差がある。	
接面道路の状況	北西側：幅員約5.5mの舗装市道「小橋内町2丁目5号通線」 (建築基準法第42条1項1号該当) なお、北東方至近（地番：19番115）にも市道「小橋内町2丁目1号通線」が存するが、対象土地との間の室蘭市の所有地（地番：19番116、現況は大半がコンクリートブロック土留め）は市道敷地に含まれていないとのことであり、対象土地は当該市道とは接面していない。（詳細については、室蘭市都市建設部土木課で確認のこと）	
土地の利用状況及 び隣地の状況等	物件2の建物敷地として利用されている。 南東側、南西側の各隣地は戸建住宅の敷地、また北東側は上記の土留め、北西側は市道敷地である。	

供給処理施設	上水道：あり ガス配管：引込可 下水道：あり なお、上水道について、前面市道に付設されている給水管は、周辺住民の私設共用管であり、また都市ガスは南西方の数軒先までしかガス管が付設されていないため、接続利用にあたっては自己負担を伴う埋設管の延長工事を要するとのことである。
特記事項	・対象土地については、現地調査・土地登記簿調査等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。但し、評価人としての調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要する。 ・室蘭市埋蔵文化財包蔵地分布図等による調査の結果、対象土地は「周知の埋蔵文化財包蔵地」には該当していない。 ・積雪により境界標の確認が1箇所にとどまったため、地積及び建物の配置、隣地境界等については、現地で概測を行ったものであり、正確には専門家による測量等を要する。 ・定着物として、画地北西側及び南東側の一部にコンクリートブロック土留めがあり、また南西側の隣地境界付近にコンクリート土留め、北側にコンクリート階段・手摺がある。（別添土地建物位置関係図参照） ・北西側と南東側のコンクリートブロック土留めは、南西側隣地（地番：18番59）上の土留めと繋がっている。 ・南西側のコンクリート土留めは、以前に同方向の隣家（地番：18番59）と費用を出し合って設置したものであり、その一部が当該隣地に越境している可能性がある旨を聴取した。 ・上記のほか、北角から東角にかけて木柵が存するが、この木柵は隣地上に位置するものと見込まれ、本件所有者においても対象土地上のものか不明とのことであった。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 昭和42年12月20日新築 経過年数 約57年 経済的残存耐用年数 経済的耐用年数を満了しているものと判断
仕 様	構 造：木造 屋 根：カラートタン葺 外 壁：板張り、モルタル塗装仕上げ 内 壁：ビニールクロス、ベニヤ板等 天 井：ベニヤ板、石膏ボード等 床：クッションフロア、カーペット敷等 設 備：電気設備、給排水・衛生設備、給湯器等 その他：特になし
床面積（現況）	前記「第3 目的物件」欄記載のとおり
現況用途等	現況用途：居宅 間 取 り：2LDK+物置（別添建物間取図参照）
品 等	劣る
保守管理の状態	特記事項欄に記載のとおり、経年による損耗等が目立ち、また複数の損傷等がみられることから、保守管理の状態は劣るものと判断した。
建物の利用状況	現況調査報告書参照
特 記 事 項	・室蘭市発行の建築確認台帳記載事項証明書により確認したところ、対象建物は建築確認申請がなされているが、工事完了検査済証の交付は未済となっている。 ・対象建物については、目視による現地調査の結果では飛散性のある吹付けアスベスト等の使用は確認されなかったが、評価人としての調査は限界があるため、アスベスト使用の有無の詳細については、専門調査機関による別途の調査を要する。 ・本件所有者の取得時には壁の断熱が施されていなかったため、断熱材の補充や内壁の補修等を自己で行ったとのことである。 ・室内で犬を1匹飼育しており、各所に引っ掻き傷等がみられる。 ・4～5年前に水道管が破裂したことがあったが、補修済みとのことである。 ・風除室：約0.81㎡がある。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別格差	地 積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ=オ
1	6,500	0.60	302.26	0.85	1,002,000

ア 標準画地価格：第6 参考価格資料記載の公示地・基準地との規準価格及び類似地域所在の取引事例価格と比準した価格等を考量のうえ、標準画地価格を6,500円/㎡と査定した。

イ 個別格差：形状±0%、画地内及び接面高低差－40%、相乗積 $1.00 \times 0.60 = 0.60$
 ※なお、定着物であるコンクリートブロック土留め、コンクリート階段等については、別途の経済価値はないものと判断した。

ウ 地積：登記記載数量

エ 建付減価：建物の築年数等を考慮して－15%と査定した。

② 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価（風除室を含む）を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床 面積(㎡)	現価率	建物の価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ=エ
2	177,000	76.54	0.05	677,000

イ 現況延床面積：登記記載数量

ウ 現価率：経済的耐用年数を満了しているものと判断したが、今後の利用可能性等を考慮のうえ、残価率として5%を計上した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ＝ウ
1	1,002,000	0.30	法定地上権	301,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ×カ
1	1,002,000	-301,000		0.85	0.7	—	410,000
2	677,000	+301,000		0.85	0.7	—	580,000
一括価格 (合計)							990,000

ウ 占有減価修正：特になし

エ 市場性修正：近隣周辺における中古不動産に対する近年の需給動向に加え、物件2の建築確認の工事完了検査済証の交付が未済であること、並びに土地の特記事項欄記載の不確定事項等を勘案して、-15%の市場性修正を行った。

オ 競売市場修正：第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考量のうえ、競売市場修正として0.7を乗じた。

カ その他の控除減価：な し

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（室蘭－2）

所 在：室蘭市小橋内町1丁目26番8

住 居 表 示：「小橋内町1－19－19」

価 格：11,000円/㎡

位 置：JR室蘭本線「室蘭」駅の北西方道路距離約2.3km

価 格 時 点：令和6年1月1日

地 積：161㎡

供給処理施設：上水道・都市ガス・下水道

接 面 街 路：北西側9.0m市道

用 途 地 域 等：第1種住居地域（建蔽率60%、容積率200%）

地 域 の 概 要：一般住宅、作業所等が混在する既成住宅地域

2 固定資産税評価額（令和6年度）

物 件 1 1,429,085円

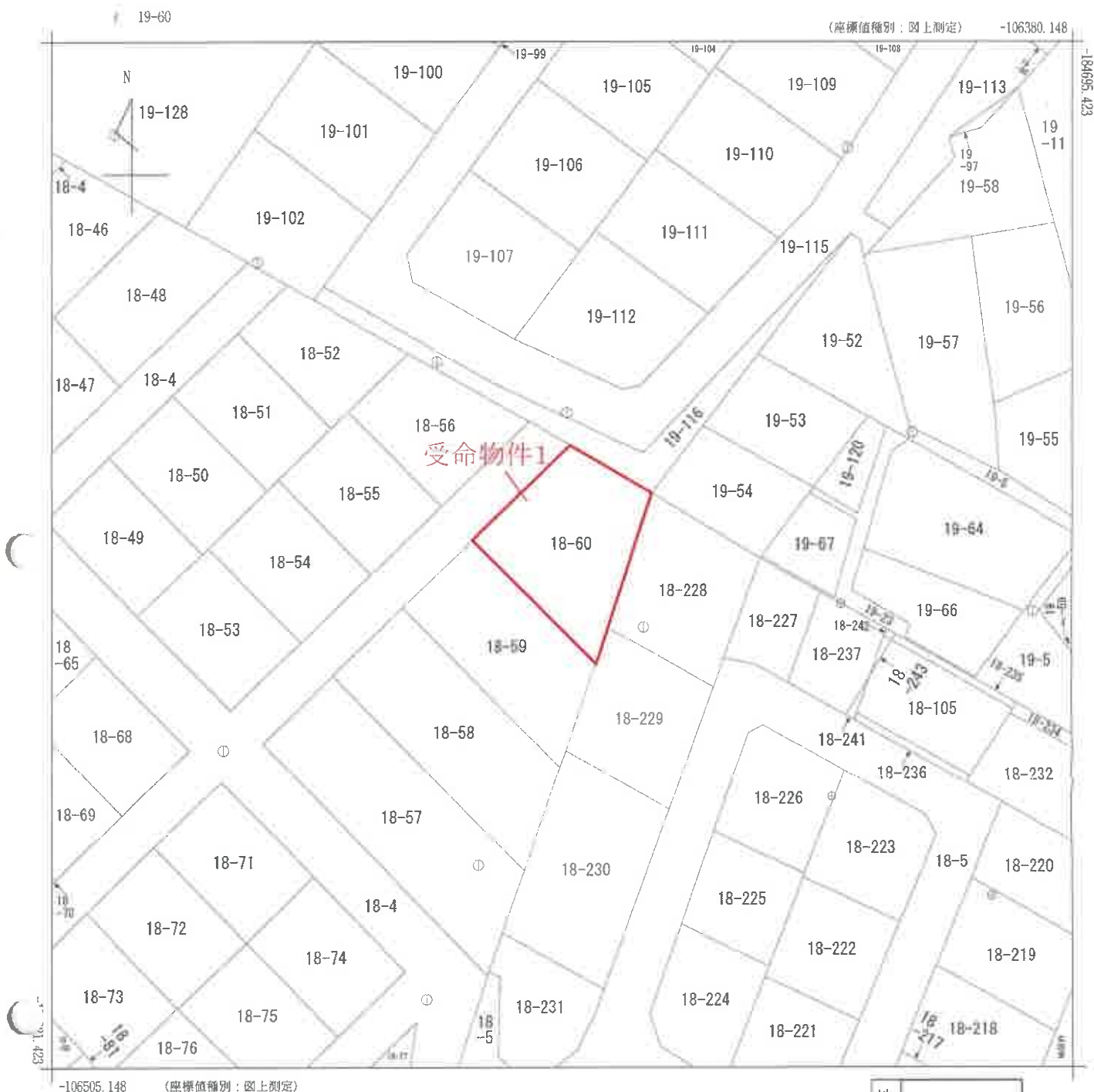
物 件 2 825,470円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写し（A3をA4に縮小）
- 3 一筆図写し（A3をA4に縮小）
- 4 建物図面写し（A3をA4に縮小）
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以 上



地番区域見出
小橋内町2丁目

請 求 部 分	所 在 室蘭市小橋内町二丁目					地 番		18番60		
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	甲二	座 標 系 番 号 又 は 記 号	X II	分 類	地図(法第 1 4 条第 1 項)		種 類	地籍図
作 成 年 月 日	昭和42年2月				備 付 年 月 日 (原図)	昭和62年6月10日			補 事 記 項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年12月26日
札幌法務局室蘭支局
地図整理番号：M04134
(1/1)
登記官

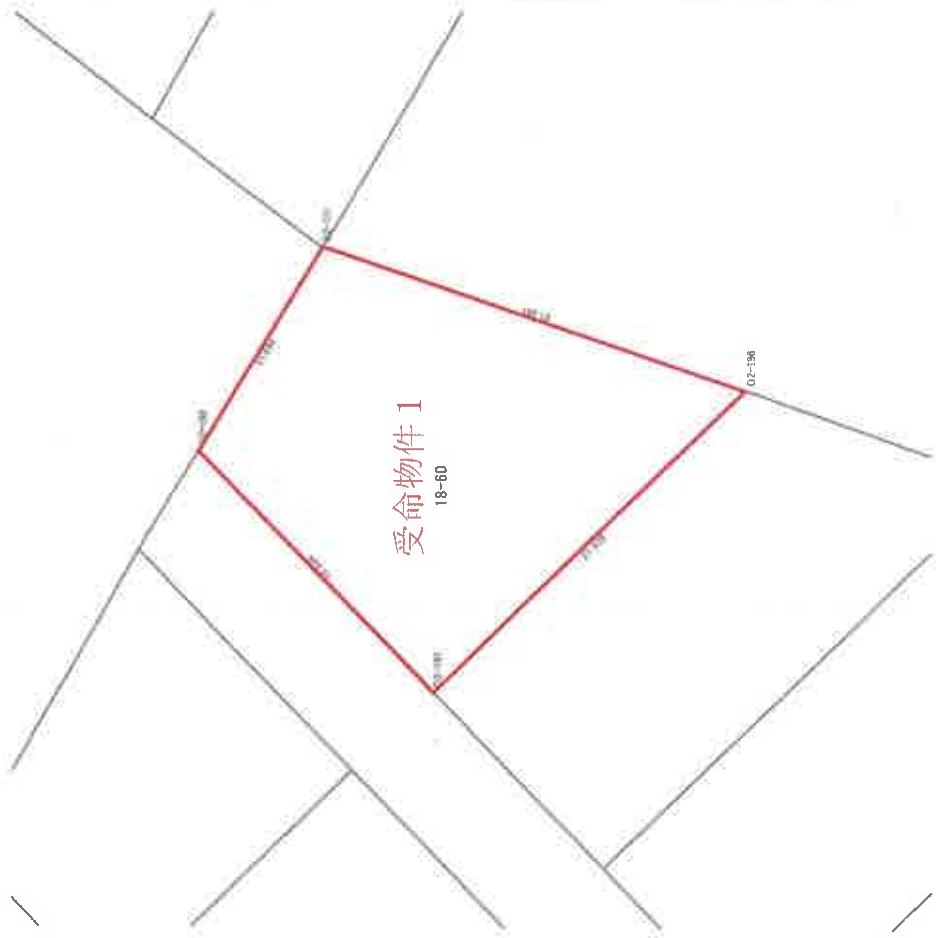
本図面はA3判をA4判に
縮小したものである。

法務局備付図面写し

【一筆図図形】
(日本測地系 Tokyo Datum)

No.	点 名	[1] X座標 (i)	[2] X(i+1) - X(i-1)	[3] Y座標 (i)	[2] * [3]	方向角	距 離
1	02-151	-185014.470	26.880	-106124.980	-2852639.4624000	301-02-22	11.894
2	02-168	-185008.440	-5.500	-106135.000	583742.5000000	225-47-03	16.534
3	02-197	-185019.970	-26.880	-106146.850	2853227.3280000	135-53-27	21.378
4	02-196	-185035.320	5.500	-106131.970	-583725.8350000	18-32-02	21.991
合 計				信面積 面 積	604.5306000 302.2653000 m ²		71.597

S = 1 / 250



本図面はA3判をA4判に
縮小したものである。

室蘭市役所備付図面写し

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年12月26日 札幌法務局 審判支局

登記簿

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

法務局備付図面写し

面圖 面圖 平面 階物 各建

家 臣 番 号

意蘭布小橋內時21日18番地60

建物の所在

昭和44年9月30日

作者

人 請 田



受命物件 2

$$\begin{array}{r} 8.55 \\ 8.1 \\ 1.8 \\ \hline = 53.865 \\ 21.87 \\ 0.81 \\ \hline \text{Total } 76.645 \text{ mi} \end{array}$$

✕ ✕ ✕

6.9	2.7	0.45
4	4	1

44.11.20

(目 次 連 35)

(日本土地家屋調査会連合会用紙)

尺箱

1

4

土地建物位置関係図



縮尺: 約1/250



: 対象土地

□ : 境界標

: コンクリートブロック土留め

建物間取図



縮尺:約1/100

